

日 薬 臨 時 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和4年2月9日（水）17：30～18：30

場 所：日本薬剤師会第二会議室

出 席 者：山本会長、森副会長、安部副会長、磯部専務理事、有澤常務理事

提出資料：

1. 令和4年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申を受けて
（令和4年2月9日 日本薬剤師会作成）

1. 令和4年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申を受けて

山本会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

中央社会保険医療協議会において、「令和4年度診療報酬改定」について後藤厚生労働大臣に答申がなされた。

今回は、社会保障審議会（医療保険部会・医療部会）の改定基本方針で示された「新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築」「患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現」「効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上」等に基づき、調剤関連では「かかりつけ薬剤師の機能の評価」「薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進」「医療における ICT 利活用・デジタル化への対応」等を中心に議論が行われた。

具体的には、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合の評価、医療的ケア児に着目した薬学的管理の評価、オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用等に係る評価等が新設された。一方、服薬情報等提供料、服用薬剤調整支援料、後発医薬品調剤体制加算等の見直しも行われた。

さらに、地域支援体制加算については地域医療への貢献に係る体制や実績に応じた類型化と連携強化加算が新設され、地域医療における薬剤師・薬局の貢献がさらに重要性を増しているものと理解している。また、これまで指摘されてきた調剤料の在り方については、調剤料と薬剤服用歴管理指導料に係る業務内容を整理し、新たに「薬剤調製料」「調剤管理料」「服薬管理指導料」として再編成された。これは、対物中心から対人中心へ業務の転換を進める観点から、薬剤師・薬局業務の評価の在り方が患者志向へと前進したものと認識している。

さらに、症状が安定している患者について、薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処方箋の反復利用を可能とするリフィル処方箋の仕組みが導入された。リフィル処方箋の導入によって、医師・薬剤師の連携体制の強化を目指すうえで、薬剤師の担う責任はさらに大きくなると同時に、薬物治療における薬剤師の役割に期待が寄せられているものと受け止めている。

今回の改定は、2024年の診療報酬と介護報酬の同時改定、2025年の地域包括ケアシステムの実現を見据えた超高齢化社会を意識した内容となっており、地域住民・患者への医薬品アクセスや安全・安心な医薬品使用の確保等について、薬剤師・薬局が多職種と連携し、その機能をさらに発揮することへの期待を鮮明に示した内容と理解している。

本会としては、今改定の趣旨やそこに込められた社会からの期待や要請に的確に応えられるよう、引き続き努力して参る所存である。

記者からの質問は以下の通り。

記者：調剤料等の再編について詳しく伺いたい。

有澤常務理事：今回の見直しにより、薬剤師業務の見える化がさらに進むと認識している。しかし、個々の業務を細分化して対物業務と対人業務に分けることが難しいため、改定の影響を踏まえて今後も検討していきたい。

山本会長：「患者のための薬局ビジョン」で対物中心から対人中心という方向性が示されたが、調剤報酬上では分かりにくかった。今回、調剤報酬の再編により大きく前進したと考える。

記者：今回の改定を受けて現場の業務と薬局経営への影響について伺いたい。

山本会長：実態としては、各薬局で今まで行っていた業務を2つに整理しただけであるため、経営面に大きな変化はないと考える。

有澤常務理事：患者に見えるかたちで、しっかりと患者のケアに繋がる薬学管理を行う必要がある。

記者：地域支援体制加算が4区分になったことにより、算定が取れる薬局が増える見通ししているのか、日薬の見解を伺いたい。

有澤常務理事：地域医療への貢献や実績に応じて、地域に貢献する薬局が調剤基本料1に限らず、実績を積み地域に貢献する薬局の裾野を広げる意味で、4区分の類型化を行った。また、地域包括ケアシステムの推進や医薬品の提供体制を確立するためにもこの制度は必要になると考える。

記者：地域支援連携強化加算について詳しく伺いたい

有澤常務理事：地域支援体制加算を算定している薬局で、災害や新興感染症の発生時等に医薬品の供給対応等の体制を確保した場合の評価である。

記者：敷地内薬局の調剤基本料が適正化されたことについて、日薬の受けとめを伺いたい。

有澤常務理事：「医療経済実態調査」の結果等を踏まえ、経営効率等の観点から一定程度の適正化がなされたものと理解している。

山本会長：本会は同じ敷地の中に薬局と医療機関が存在していることを問題視している。単に大病院だけではない。この問題については引き続き検証し対応について検討を行う。

記者：対物業務に対する評価の見解について伺いたい。

有澤常務理事：対人業務が発生する前には対物業務がある。対人と対物のバランスをどのように保つかが課題である。今回の改定による影響を検証しつつ、今後検討していきたい。

記者：後発医薬品調剤体制加算の評価見直し（減算）について、日薬の見解を伺いたい

有澤常務理事：薬局での後発医薬品の調剤割合が平均で80%を超えている実態を踏まえ、加算の対象となる使用割合を上げざるを得なかった。ただ、後発医薬品の供給不安が続いている状況にあるため、出荷停止を踏まえた報酬上の臨時的な取り扱い等を適宜見直し、薬局の業務に支障がないように考慮していただきたい。

山本会長：国策としての後発医薬品の使用促進は、グローバルな課題であると認識している。一方で、後発医薬品の不祥事等もあり、本会としては、後発医薬品調剤体制加算については実態をふまえた診療報酬上の整理を申し上げてきている。

記者：今回の改定により、現場の業務がどのように変化していくのか。薬剤師に向けてメッセージをいただきたい。

山本会長：薬剤師としての判断が問われる改定となった。今まで以上に、患者のケアに何が必要

なのか考えることが薬剤師の信頼に繋がると考える。

記者：磯部専務理事が今回の改定で最も思い入れのある項目があれば伺いたい。

磯部専務理事：今回の改定では、「小児特定加算」として「服薬管理指導料」では 350 点、「在宅患者訪問薬剤師管理指導料」では 450 点が新設された。医療的ケア児への薬剤師の関わりに対する評価が新設されたことは、成育医療の基本方針に薬剤師の意見が盛り込まれ、本年度に厚労省のモデル事業としてスタートしたことを踏まえると、少子化の中で小児に対する薬剤師サービスの充実に資すると考えており、新設に至る経緯や関係各位のご尽力を受け止めて、さらなる充実を目指していきたい。現場の苦労に光を当てることができたものであり、大変ありがたい。関係した皆様に感謝申し上げたい。

記者：2月8日に行われた堀内詔子ワクチン接種推進担当相との会談について伺いたい。

山本会長：新型コロナ感染症のオミクロン株が拡大する中、モデルナ製ワクチンに対する副反応が強いイメージがあること等から、3回目の接種がスムーズに進んでいない現状である。2つのワクチンについて、薬剤師の立場から正しく情報を伝えてほしい、また「早めに接種することの大切さ」を積極的に啓発するように求められた。

以上